

第2 環境の状況

1 環境の概要

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のCODを除き、すべての調査地点で環境基準を下回り、横ばい傾向です。感覚公害に係る苦情件数は、ここ数年横ばいの傾向です。

2 大 気

(1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の連続測定を行っています。

また、年4回のダイオキシン類調査も行っています。



測定地点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	○	○			○	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場					○		-
碧南市文化会館測定所	愛知県	○	○	○			自動車排出ガス測定局
碧南市川口町測定所		○	○	○			一般局

ア 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の強化等によって実施されています。

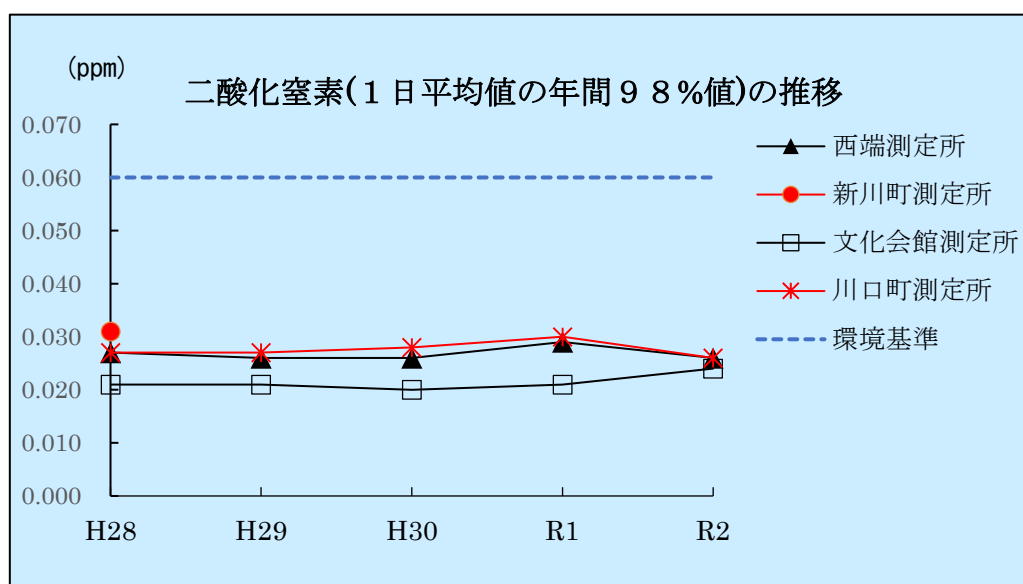
本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態

で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準は「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち低いほうから98%目に相当するものが0.06ppm以下であること」とされています。令和2年度はすべての測定局で環境基準を満たしています。

二酸化窒素(1日平均値の年間98%値)の推移

(単位：ppm)

測定地点等	調査機関	年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
西端大気汚染測定所	碧南市	0.027	0.026	0.026	0.029	0.026
新川町大気汚染測定所		0.031	—	—	—	—
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.021	0.021	0.020	0.021	0.024
碧南市川口町測定所		0.027	0.027	0.028	0.030	0.026



※新川町大気汚染測定所は機器の故障により、平成28年度以降欠測。

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、粒径10マイクロメートル(1マイクロメートルは1mmの1/1,000)以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

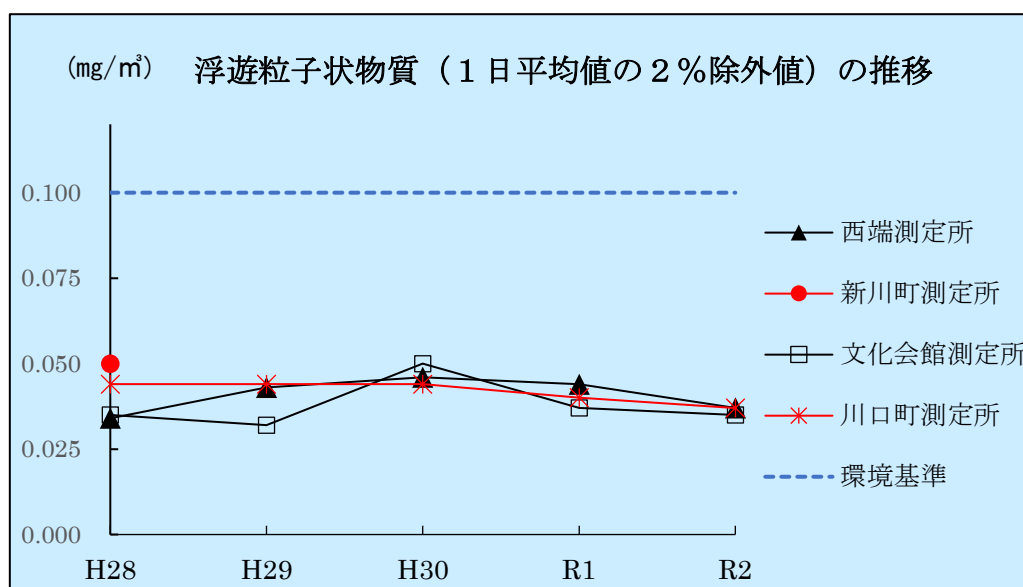
浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。

環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」とされています。また、評価方法は測定日1日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準と照らし合わせた長期的評価（評価方法の詳細はP.46）があり、それぞれに基づいて評価をします。令和2年度は、環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質（1日平均値の年間2%除外値）の推移 (単位：mg/m³)

測定地点等	調査機関	年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
西端大気汚染測定所	碧南市	0.034	0.043	0.046	0.044	0.037
新川町大気汚染測定所		0.050	—	—	—	—
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.035	0.032	0.050	0.037	0.035
碧南市川口町測定所		0.044	0.044	0.044	0.040	0.037



※新川町大気汚染測定所は機器の故障により、平成28年度以降欠測。

ウ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにして下さい。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

(単位：件)

項 目	年度				
	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	1	0	1	1	0

エ 大気中ダイオキシソ類

ダイオキシソ類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシソ類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること」とされています。令和2年度は、環境基準を満たしています。

なお、平成29年度から測定地点を碧南市役所庁舎東駐車場に変更しています。



大気中ダイオキシソ類年平均値の推移

(単位：pg-TEQ/m³)

測定地点	調査機関	年度				
		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
碧南市保健センター屋上	碧南市	0.025	-	-	-	-
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	-	0.024	0.017	0.023	0.024

オ 風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として西端の測定所に風向・風速計を設置し測定しています。

これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解することを目的としています。



(2) 調査結果（市測定結果のみ）

ア 二酸化窒素（NO₂）

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	1時間値が0.20ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.10ppm以上0.20ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
西端 大気 汚染 測定 所	4月	30	714	0.009	0.032	0.021	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5月	31	738	0.007	0.029	0.013	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6月	30	714	0.007	0.024	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	30	725	0.006	0.021	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	29	722	0.005	0.015	0.008	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	30	712	0.007	0.027	0.013	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	31	739	0.011	0.039	0.025	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	30	714	0.013	0.040	0.024	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	31	738	0.015	0.043	0.033	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	31	738	0.014	0.044	0.033	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	27	658	0.013	0.047	0.028	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	31	737	0.012	0.043	0.024	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年間	361	8649	0.010	0.047	0.033	0	0	0	0	0	0	0	0	0.026

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定地点	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×・無○	(日)
西端 大気 汚染 測定所	4月	30	718	0.014	0	0.0	0	0.0	0.071	0.029		
	5月	31	743	0.017	0	0.0	0	0.0	0.064	0.043		
	6月	30	719	0.020	0	0.0	0	0.0	0.050	0.033		
	7月	30	729	0.018	0	0.0	0	0.0	0.066	0.044		
	8月	26	680	0.026	0	0.0	0	0.0	0.096	0.044		
	9月	30	718	0.016	0	0.0	0	0.0	0.047	0.031		
	10月	31	743	0.014	0	0.0	0	0.0	0.037	0.021		
	11月	30	718	0.015	0	0.0	0	0.0	0.050	0.034		
	12月	31	743	0.011	0	0.0	0	0.0	0.152	0.032		
	1月	31	743	0.012	0	0.0	0	0.0	0.061	0.037		
	2月	27	665	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.029		
	3月	31	741	0.018	0	0.0	0	0.0	0.097	0.072		
	年間	358	8660	0.016	0	0.0	0	0.0	0.152	0.072	0.037	○

ウ 光化学オキシダント (Ox)

(単位：件)

項目	発令基準	令和2年									令和3年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
予報件数	0.08 ppm以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報件数	0.12 ppm以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ ダイオキシン類

(単位：pg-TEQ/m³)

項目・時期	環境基準	年平均値	R2.5月(春季)	R2.7月(夏季)	R2.10月(秋季)	R3.1月(冬季)
ポリ塩化ジベンゾ-パラージオキシン(PCDDs)	—	—	0.005	0.004	0.005	0.015
ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)	—	—	0.008	0.009	0.008	0.002
コプラナーナPCB(Co-PCBs)	—	—	0.002	0.002	0.001	0.003
ダイオキシン類	0.6	0.024	0.016	0.018	0.016	0.044

※TEQは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

オ 風向・風速

(単位：m/s)

西端大気汚染測定所		令和2年									令和3年			主風向
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
風向	最多風向	北北西	北北西	南	南	南	南	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
風速	時間値の最高値	98	94	73	77	68	77	74	91	94	99	95	99	—
	日平均値の最高値	65	47	35	44	35	49	45	50	48	60	58	64	—

3 水 質

(1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるBOD等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特質を持っていることが原因と思われます。

ア 健康項目

健康項目である9項目（シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、陰イオン界面活性剤）について、9調査地点で年2回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

イ 生活項目

(ア) 河 川

市内の主な調査河川は、矢作川水域（矢作川・鹿乗川）と境川水域（長田川・新川・高浜川）に大別されます。

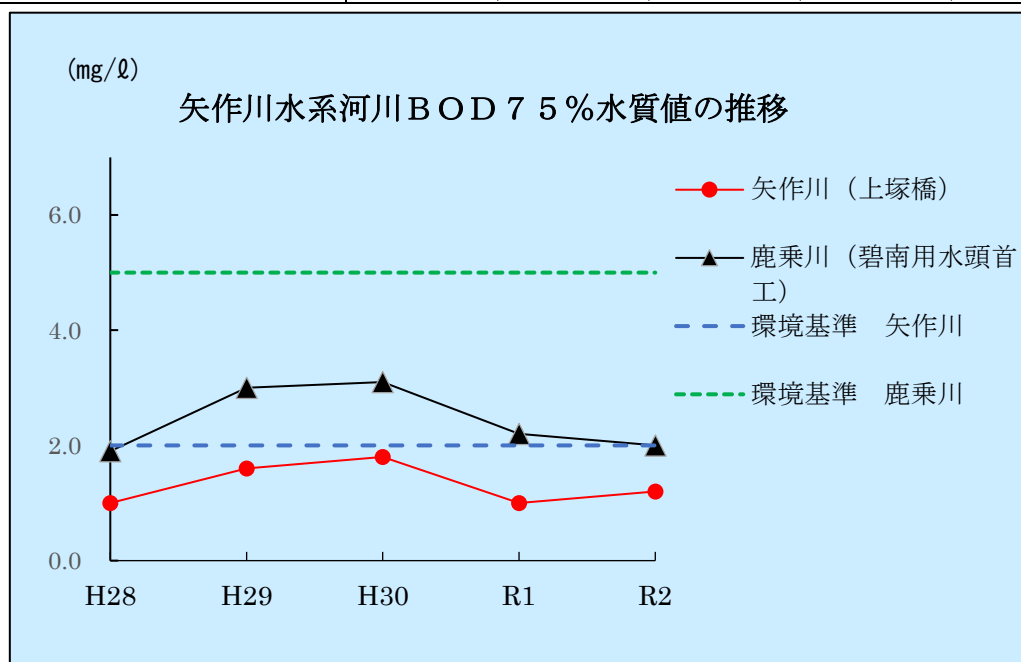
河川はBODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

環境基準は、矢作川が2mg/ℓ以下、長田川が3mg/ℓ以下、鹿乗川、新川及び高浜川が5mg/ℓ以下とされています。

矢作川水系河川BOD 75%水質値の推移

(単位：mg/ℓ)

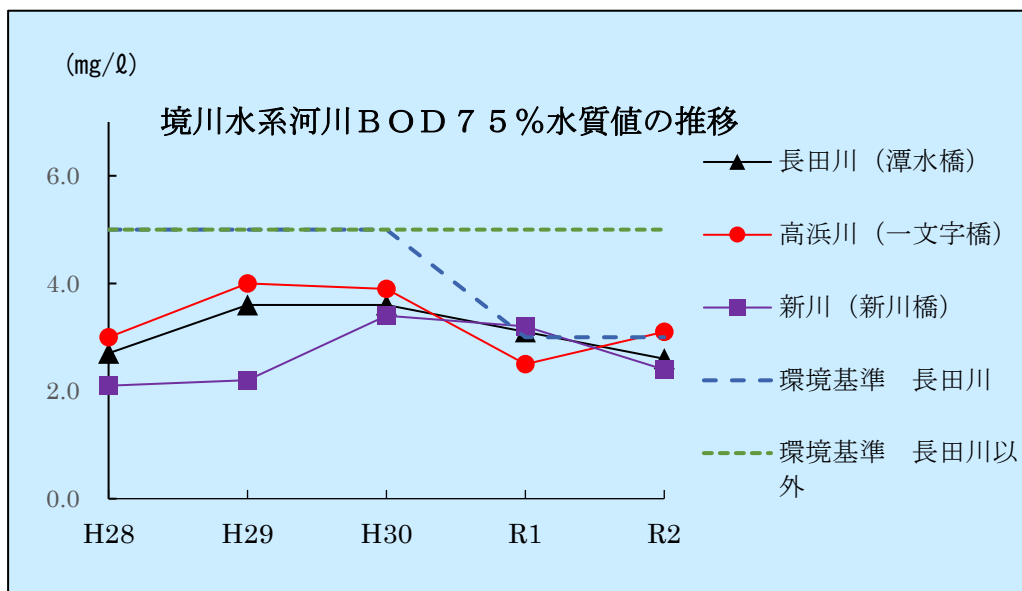
測定地点	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
矢作川（上塚橋）	1.0	1.6	1.8	1.0	1.2
鹿乗川（鹿乗川頭首工）	1.9	3.0	3.1	2.2	2.0



境川水系河川BOD 75%水質値の推移

(単位：mg/l)

測定地点	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
長田川 (潭水橋)	2.7	3.6	3.6	3.1	2.6
高浜川 (一文字橋)	3.0	4.0	3.9	2.5	3.1
新川 (新川水門橋)	2.2	3.4	3.2	2.0	2.4



(イ) 湖沼

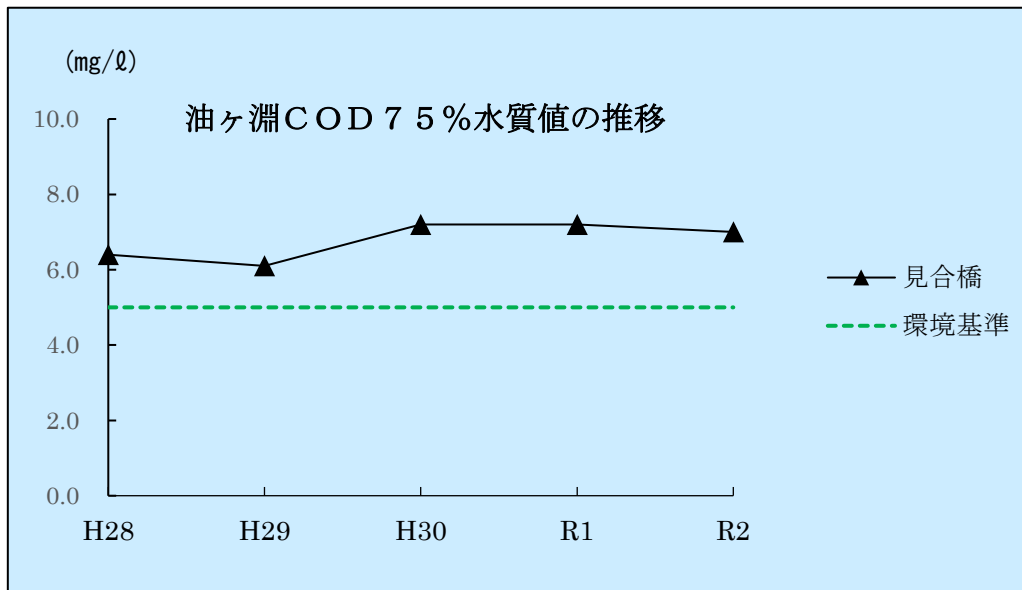
湖沼は、CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準は5mg/l以下とされています。令和2年度も基準を満たしていませんでした。



油ヶ淵COD 75%水質値の推移 (単位：mg/l)

測定地点	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
油ヶ淵 (見合橋)	6.4	6.1	7.2	7.2	7.0



(ウ) 海域

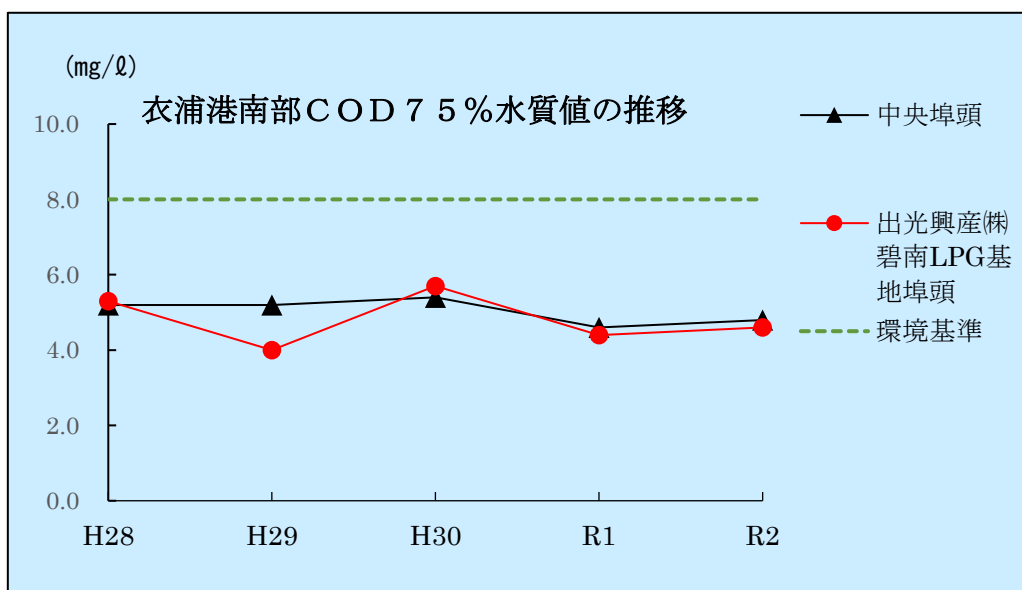
海域は、湖沼同様CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を判断します。

衣浦港内では2地点で測定を実施しています。環境基準は8mg/l以下とされています。令和2年度も環境基準を満たしていました。

衣浦港南部COD75%水質値の推移

(単位: mg/l)

測定地点	年度				
	H28	H29	H30	R1	R2
中央埠頭	5.2	5.2	5.4	4.6	4.8
出光興産(株)碧南LPG基地埠頭	5.3	4.0	5.7	4.4	4.6



(2) 調査結果

ア 健康項目調査結果一覧

健康項目及びその他調査結果

該当類型	河川名等	調査地点	シアン (mg/l)		六価クロム (mg/l)		鉛 (mg/l)		カドミウム (mg/l)		ひ素 (mg/l)		全水銀 (mg/l)		アルキル水銀 (mg/l)		PCB (mg/l)		亜鉛 (mg/l)		陰イオン界面活性剤 (mg/l)	
			R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月	R.2年 5月	R.2年 10月
河川A	矢作川	上塚橋	検出 されず	検出 されず	0.01 未満	0.01 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出 されず	検出 されず	検出 されず	検出 されず	0.003	0.022	0.01 未満	0.01 未満
河川B	長田川	潭水橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
河川C	高浜川	一文字橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	新川	新川水門橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
(目標)	堀川	源氏水門	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
海域C	衣浦湾	中央埠頭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	出光興産(株)碧南 LPG基地埠頭	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
環境基準			検出されないこと		0.05mg/l以下		0.01mg/l以下		0.003mg/l以下		0.01mg/l以下		0.0005mg/l以下		検出されないこと		検出されないこと		河川・湖沼 0.03mg/l以下 海域生物A 0.02mg/l以下		基準なし	

亜鉛についての環境基準は水生生物保全に係る環境基準(平成15年11月5日告示により追加設定)である。

イ 生活項目調査結果一覧

生活項目調査結果

その1

該当類型	河川名等	調査地点	P H				BOD(mg/l)				COD(mg/l)				S S(mg/l)				D O(mg/l)		
			m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)	75% 値	m /n	不適 合率 (%)	最小値～最大値 (平均値)
河川 A	矢作川	上塚橋	0 /12	0.0	7.0～7.6 (7.3)	0 /12	0.0	0.5未満～1.8 (0.9)	1.2			1.9～6.1 (3.1)	3.4	0 /12	0.0	1未満～10 (6)	8	0 /12	0.0	8.4～13 (11)	
河川 B	長田川	潭水橋	0 /12	0.0	7.1～7.6 (7.4)	1 /12	8.3	1.2～3.1 (2.1)	2.6			3.2～7.2 (5.1)	5.7	0 /12	0.0	2～14 (7)	10	0 /12	0.0	6.6～12 (9.3)	
河川 C	高浜川	一文字橋	0 /12	0.0	7.1～7.8 (7.5)	1 /12	8.3	1.3～7.3 (2.9)	3.1			4.3～8.2 (6.1)	7.0	0 /12	0.0	4～30 (14)	18	0 /12	0.0	6.0～15 (11)	
〃	新川	新川水門橋	0 /12	0.0	7.4～8.2 (7.8)	0 /12	0.0	0.5～3.2 (1.8)	2.4			2.5～7.2 (4.9)	5.7	0 /12	0.0	2～13 (6)	5	0 /12	0.0	5.4～12 (7.9)	
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	0 /12	0.0	6.9～7.5 (7.3)	0 /12	0.0	0.5～2.7 (1.7)	2.0			1.6～6.8 (4.6)	6.2	0 /12	0.0	2～29 (9)	10	0 /12	0.0	5.9～14 (9.1)	
(目標)	堀川	源氏水門	0 /12	0.0	7.3～8.2 (7.9)	0 /12	0.0	0.5未満～4.7 (1.9)	2.1			3.5～12 (7.1)	7.8	0 /12	0.0	2～22 (8)	9	0 /12	0.0	3.9～11 (7.4)	
湖沼 B	油ヶ淵	見合橋	0 /12	0.0	7.2～7.9 (7.6)			1.4～5.4 (3.3)	4.7	10 /12	83.3	4.6～8.5 (6.3)	7.0	4 /12	33.3	4～25 (13)	16	0 /12	0.0	6.4～15 (11)	
海域 C	衣浦湾	中央埠頭	1 /12	8.3	7.9～8.4 (8.1)					0 /12	0.0	2.3～7.4 (4.2)	4.8			3～14 (6)	6	0 /12	0.0	6.1～15 (10)	
〃	〃	出光興産(株)碧南 LPG基地埠頭	1 /12	8.3	7.7～8.4 (8.1)					0 /12	0.0	2.4～5.4 (3.8)	4.6			3～15 (7)	7	0 /12	0.0	6.0～12 (9.3)	
環境基準			河川A	6.5～8.5	河川A	2 mg/l以下	湖沼B	5 mg/l以下	河川A	25 mg/l以下	河川A	7.5 mg/l以上									
			河川B	〃	河川B	3 mg/l以下	海域C	8 mg/l以下	河川B	25 mg/l以下	河川B	5 mg/l以上									
			河川C	〃	河川C	5 mg/l以下	河川	基準なし	河川C	50 mg/l以下	河川C	〃									
			湖沼B	〃	湖沼B	基準なし			湖沼B	15 mg/l以下	湖沼B	〃									
			海域C	7.0～8.3	海域C	基準なし			海域C	基準なし	海域C	2 mg/l以上									

注 「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数/調査実施検体数」である。

「75%値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y:データ数

該当類型	河川名等	調査地点	大腸菌群数(MPN/100ml)			全リン (mg/l)			全窒素 (mg/l)		
			最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値	最小値～最大値	75%値	平均値
河川A	矢作川	上塚橋	20～12,000	1,800	1,929	0.02～0.04	0.03	0.03	0.3～0.7	0.6	0.5
河川B	長田川	潭水橋	310～24,000	8,500	7,223	0.15～0.72	0.59	0.45	1.5～5.4	3.7	3.0
河川C	高浜川	一文字橋	10～58,000	2,400	7,867	0.09～0.24	0.19	0.16	1.1～3.3	2.6	2.0
〃	新川	新川水門橋	52～14,000	4,900	4,306	0.06～0.22	0.15	0.13	1.1～3.4	1.9	1.9
〃	鹿乗川	碧南用水 頭首工	74～24,000	9,200	6,665	0.09～0.19	0.13	0.12	0.9～2.2	1.5	1.4
〃 (目標)	堀川	源氏水門	1.0～12,000	770	1,533	0.03～0.50	0.28	0.25	0.4～26	8.8	6.9
湖沼B(V)	油ヶ淵	見合橋	75～5,800	2,800	1,836	0.07～0.27	0.16	0.14	1.3～3.7	2.5	2.0
海域C(IV)	衣浦湾	中央埠頭	9.7～22,000	2,500	3,579	0.03～0.20	0.09	0.08	0.4～1.4	1.0	0.8
〃	〃	出光興産(株)碧南 LPG基地埠頭	74～31,000	21,000	8,800	0.03～0.22	0.09	0.07	0.2～2.3	0.8	0.8
環境基準			河川A 1,000MPN/100ml以下 河川B 5,000MPN/100ml以下			湖沼V 0.1mg/l以下 海域IV 0.09mg/l以下 河川 基準なし			湖沼V 1mg/l以下 海域IV 1mg/l以下 河川 基準なし		

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和2年度は、市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音4地点の調査を実施しました。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

ア 環境騒音

24時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

(ア) 環境騒音調査結果の推移

(単位：dB)

類型 -No.	用途地域	調査地点名	所在地	環境基準		平均等価騒音レベル				
						年度				
						H28	H29	H30	R1	R2
A-1	第一種低層 住居専用地域	碧南市哲学たい けん村無我苑	坂口町 2-3	昼間	55	44	48	43	46	46
				夜間	45	42	36	38	39	36
A-2	第一種中高層 住居専用地域	下山公園	入船町 1-60	昼間	55	53	48	51	47	50
				夜間	45	42	42	44	41	43
B-1	第一種住居地域	碧南市上水道 第2配水場	二本木町 4-37	昼間	55	45	45	49	46	47
				夜間	45	43	41	42	43	39
B-2	第一種住居地域	碧南市 西端公民館	半崎町 3-60	昼間	55	48	49	53	49	51
				夜間	45	42	41	41	43	43
B-3	市街化調整区域	碧南市 前浜集落センター	前浜町 1-80	昼間	55	49	45	51	47	51
				夜間	45	43	39	45	38	42
C-1	近隣商業地域	碧南市役所 庁舎西	松本町 28	昼間	60	52	53	54	53	47
				夜間	50	50	44	44	46	40
C-2	準工業地域	踏分公園	踏分町 1-101-1	昼間	60	50	48	52	51	53
				夜間	50	46	42	42	43	44
C-3	準工業地域	若宮公園	若宮町 7-19	昼間	60	46	48	47	51	47
				夜間	50	42	40	45	44	40

(注) 昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00



環境騒音調査（下山公園）



環境騒音調査（碧南市上水道第2配水場）

イ 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、(注)幹線交通を担う道路の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等（商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く）です。

令和2年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道247号線沿いの2地点と県道2地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数3,070戸中昼夜ともに環境基準値以下は3,047戸でした。

なお、要請限度調査結果は、4地点とも基準を超過していませんでした。

(7) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

項 目		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	
評価区間延長	Km	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5	
評価区間数	区間	15	15	15	15	15	
住居等戸数	戸	2,951	3,070	3,070	3,070	3,070	
評価結果	昼夜とも基準値以下	%	98.9	98.9	98.9	99.3	99.3
	昼のみ基準値以下		0.4	0.7	0.4	0.4	0.5
	夜のみ基準値以下		0.3	0.3	0.3	0.1	0.0
	昼夜とも基準値超過		0.5	0.1	0.5	0.2	0.2

(注) 昼間（基準値70dB以下）は6:00-22:00、夜間（基準値65dB以下）は22:00-翌日6:00

(注) 〃は次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は両車線で4車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(イ) 路線別面的評価調査結果

路線等 項目	全体	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		一般 国道 247号	県道 安城 碧南	県道 米津 碧南線	県道 米津 碧南線	県道 道場山 安城線	県道 道場山 安城線	県道 西尾新 川港線	県道 平坂福 清水線	県道碧 南高浜 環状線	
評価区間延長	Km	25.5	5.0	3.1	0.8	4.3	1.6	3.5	1.4	3.0	2.8
評価区間数	区	15	4	2	1	1	1	1	1	2	2
住居等戸数	戸	3,180	280	546	134	748	238	200	188	291	555
昼夜とも 基準以下	戸 %	3,156 99.2	260 92.9	545 99.8	133 99.3	746 99.8	238 100.0	200 100.0	188 100.0	291 100.0	555 100.0
昼のみ 基準以下	戸 %	16 0.5	15 5.3	1 0.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
夜のみ 基準以下	戸 %	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
昼夜とも 基準超過	戸 %	7 0.2	5 1.8	0 0.0	1 0.7	1 0.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

(注) 昼間(基準値70dB以下)は6:00-22:00、夜間(基準値65dB以下)は22:00-翌日6:00

(ウ) 自動車騒音の要請限度調査結果

(単位: dB)

No.	調査地点	路線名	時間 区分	基準値	平均等価騒音レベル				
					年度				
					H28	H29	H30	R1	R2
1	碧南市南部市民プラザ前 (塩浜町7-135)	国道247 号線	昼間	75	67	68	67	67	66
			夜間	70	62	63	63	62	63
2	碧南市海浜水族館前 (浜町2-3)	国道247 号線	昼間	75	69	64	63	64	62
			夜間	70	56	61	59	60	57
3	碧南市民病院 (平和町3-6)	県道安城 碧南線	昼間	75	—	—	68	—	—
			夜間	70	—	—	63	—	—
4	東町内会館 (鷺塚町5-60)	県道米津 碧南線	昼間	75	—	—	—	—	70
			夜間	70	—	—	—	—	65
5	日進公民館駐車場 (日進町2-27)	県道米津 碧南線	昼間	75	—	—	—	67	—
			夜間	70	—	—	—	61	—
6	秋葉神社 (金山町4-6)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	—	65	—	—
			夜間	70	—	—	59	—	—
7	碧南消防署北分署 (三度山町2-27)	県道道場山 安城線	昼間	75	—	—	—	—	70
			夜間	70	—	—	—	—	65
8	碧南市鷺塚公民館 (旭町2-66)	県道西尾 新川港線	昼間	75	—	—	—	67	—
			夜間	70	—	—	—	59	—
9	碧南市文化会館北 (源氏神明町4)	県道平坂 福清水線	昼間	75	65	—	—	—	—
			夜間	70	58	—	—	—	—
10	碧南市文化会館東 (源氏神明町4)	県道碧南 高浜環状線	昼間	75	62	—	—	—	—
			夜間	70	53	—	—	—	—

(注) 時間区分の昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00

(2) 騒音振動に関する施策

ア 規制基準

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規定する特定施設を設置している工場や事業所等は、敷地境界上における騒音、振動の規制基準が定められています。工場や事業所等はその規制基準を守ることが義務付けられています。

イ 届出状況

(ア) 騒音・振動特定施設等

令和3年3月31日現在

(単位:台)

騒音・振動特定施設等	騒音規制法 特定施設	振動規制法 特定施設	県民の生活環境の保全等 に関する条例	
			騒音発生施設	振動発生施設
1 金属加工機械	430	214	902	373
2 圧縮機及び冷凍機	526	223	1,749	2,007
3 土石用の破砕機等	20	49	167	151
4 織機	64	27	0	0
5 建設用資材製造機械	2	1	1	0
6 穀物用製粉機	9	—	47	56
7 木材加工機械	19	0	13	0
8 抄紙機	0	—	0	—
9 印刷機械	24	6	4	4
10 合成樹脂用射出成形機	96	99	175	175
11 鋳造型機	88	52	5	5
12 ゴム練用ロール機等	—	0	—	2
13 ディーゼルエンジン等	—	—	61	73
14 送風機及び排風機	—	—	2,378	2,647
15 走行クレーン	—	—	148	—
16 洗びん機	—	—	0	—
17 真空ポンプ	—	—	103	—
届出施設合計	1,278	671	5,753	5,493
届出事業場数	161	110	256	288

(注)「—」は、届出対象外である。

(イ) 特定建設作業届出状況

令和3年3月31日現在

(単位：件)

作業区分	規制区分	騒音規制法	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例	
				騒音	振動
1	くい打ち機等を使用する作業	10	10	1	1
2	びょう打機を使用する作業	0	—	0	—
3	さく岩機を使用する作業	45	—	8	—
4	空気圧縮機を使用する作業	8	—	16	—
5	コンクリートプラント等を入れて行う作業	0	—	1	—
6	バックホウを使用する作業（出力80kW以上）	50	—	—	—
7	トラクターショベルを使用する作業（出力70kW以上）	5	—	—	—
8	ブルドーザーを使用する作業（出力40kW以上）	5	—	—	—
9	建築物を動力・火薬等で解体・破壊する作業	—	—	17	—
10	コンクリートミキサー車等を使用する作業	—	—	90	—
11	コンクリートカッターを使用する作業	—	—	77	—
12	バックホウ等を使用する作業（出力不問）	—	—	241	—
13	ロードローラー等を使用する作業	—	—	170	—
14	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	—	0	—	0
15	舗装版破砕機を使用する作業	—	4	—	2
16	ブレーカーを使用する作業	—	35	—	9
合 計		123	49	621	12

【参考】 騒音・振動の大きさの目安

(単位：dB)

騒音の大きさ	目 安
100	電車の通るときのガードの下
90	交通量の激しい交差点
80	電車の車内・ピアノ・ステレオ
70	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
60	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
50	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
40	市内の深夜・図書館の中
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音（前方1m）

(単位：dB)

振動の大きさ	目 安	被害程度
90	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
80	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
70	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
60	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
50	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
40	常時微動	

5 悪 臭

(1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制については、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業（シェルモールド法に限る）等の15業種の工場等は、悪臭物質の排出状況について毎年届出が義務付けられています。

(2) 悪臭に関する施策

ア 規制基準

臭気指数規制

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線（1号基準）	1.2	1.5	1.8
気体排出口（2号基準）	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 ※1		
排出水（3号基準）	2.8	3.1	3.4

※1 敷地境界以外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。

【参考】

<臭気指数の算定方法>

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度（希釈倍率）	1.0	1.6	3.2	6.4	10.0
臭気指数	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0

イ 届出状況
令和2年度

(単位:件)

業種	事業所数	業種	事業所数
1 ア. 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡以上のもの)	4	7 ゴム製品製造業 (加硫施設を有するもの)	1
イ. 牛房施設 (牛房の総面積が200㎡以上のもの)	0	8 石油化学工業 (カプロラクタムの製造施設を有するもの)	0
ウ. 鶏を30,000羽以上飼育するもの	0	9 石油精製業	0
エ. 鶉を20,000羽以上飼育するもの	0	10 製鉄業 (溶鉱炉を有するもの)	0
2 飼育又は有機質肥料の製造 (乾燥施設をゆうするもの)	1	11 鋳物製造業 (シェルモールド法によるもの)	16
3 コーンスターチ製造業	1	12 化製場 (へい獣処理場等)	0
4 レーヨン製造業 (紡糸施設を有するもの)	0	13 し尿処理施設	0
5 セロファン製造業 (製膜施設を有するもの)	0	14 ごみ処理施設	1
6 クラフトパルプ製造業	0	15 終末処理場	1
合		計	25

ウ 規制地域

第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町1丁目市街化調整区域の一部
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域 (除 第2種地域である丸山町1丁目市街化調整区域の一部)

